収入・支出（必要経費）の具体例

収入の内容

種　類	計　算　方　法・該　当　項　目
販売金額	１年間に販売した農作物の**販売金額***[1] です。
家事消費分金額	自家用（親戚等への贈答用も含む。）に消費した数量に、**収穫時の価格***[2] を掛けて計算します。
棚卸高（期首）	昨年の申告時に期末の棚卸高として申告された金額。
棚卸高（期末）	収穫した作物の内、令和５年 12 月 31 日現在で残っているものの数量に、**収穫時の価格***[2] を掛けて計算してください。
雑収入	農業に関する収入で販売金額以外のものを記入します。 （主な例）受取共済金・自主流通米等精算金・稲作経営安定対策助成金・野菜価格差補給金・賃耕収入・中山間地域等直接支払交付金等

＊１　**販売金額**　：市場手数料や包装費等の出荷経費を差引く前の金額。
＊２　**収穫時の価格**：販売単価から市場手数料等の出荷経費を差引いた後の金額。
※　小作契約に基づく小作料収入は, 不動産所得の収入となります。
（任意の個人間の委託契約による小作料収入は、農業収入です。）

主な減価償却資産の償却年数及び償却率表

名　　称	H20 年分までに申告した償却年数	償却率	H21 年分以降申告する償却年数	償却率	備考
トラクター（乗用型）	8	0.125	7	0.143	
田植え機	5	0.200	7	0.143	
スピードスプレーヤ	5	0.200	7	0.143	
コンバイン（自脱型）	5	0.200	7	0.143	
コンバイン（普通型）	8	0.125	7	0.143	
軽トラック	4	0.250	4	0.250	変更なし
脱穀機	8	0.125	7	0.143	
耕うん機	5	0.200	7	0.143	

上記に記載のない減価償却資産の耐用年数及び償却率については、「白色申告者の決算の手引き（農業所得用）」の 14～20 ページを参照してください。平成 19 年度の税制改正で、減価償却資産について平成 19 年４月１日以降に取得したものと、平成 19 年３月 31 日以前に取得したものとに区分されています。**農業用の機械及び装置で平成 21 年中に取得したものは、耐用年数が変更になっています。又、平成 20 年以前に取得した資産も新しい耐用年数になりますのでご注意ください。**

必要経費の内容

科目		経費となるもの（例）	経費とならないもの（例）
雇人費		アルバイトへの給与、賄費	家族への給料
小作料・賃借料		農業用の土地を借りた場合の地代、農機具の賃借料、共同施設の利用料、ライスセンター使用料	自宅の地代や家賃
減価償却費		農業用建物・ハウス・大型農機具等の償却費（取得価格が 10 万円以上のもの）	農業用以外の建物等の償却費
利子割引料		農業用建物・農機具購入のための借入金利息	自宅取得のための借入金利息
その他の経費	イ 租税公課	農業用土地建物の固定資産税、農業用自動車の自動車税、農事組合費	所得税、住民税、国民健康保険税、介護保険料
	ロ 種苗費	種子代、苗代	－
	ハ 素畜費	子牛・子豚などの購入費、種付料	－
	ニ 肥料費	化学肥料・堆肥用わらの購入費	－
	ホ 飼料費	飼料の購入費	－
	ヘ 農具費	10 万円未満の農具の購入費	－
	ト 農薬衛生費	農薬費、共同防除負担金、家畜の治療費	－
	チ 諸材料費	ビニールシート、袋掛用袋等の購入費	－
	リ 修繕費	農業用建物や農機具の修繕費、農業用トラックの修繕費・車検代、ビニールハウスの張替え費用	住居の修繕費、自家用車の修繕費・車検代
	ヌ 動力光熱費	農業用の電気代、ガソリン代、灯油代	自宅の電気代、灯油代
	ル 作業用衣料費	農業用の衣料、手袋、長靴等の購入費	家事上の衣類の購入費
	ヲ 農業共済掛金	農作物や農業用資産の共済掛金、農業用トラックの損害保険料	住居の保険料、生命保険料、損害保険料
	ワ 荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運送費、農協・市場等の手数料	－
	カ 土地改良費	土地改良区・水利組合の賦課金	永久資産の取得部分
	ツ 雑費	上記に分類できない経費（事務用品の購入費、通信費等）	生活費